

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
群馬県公社総合ビル賃貸借	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	群馬県企業管理者 群馬県前橋市大手町1-1-1	7000020100005	会計法第29条の3第4項 群馬労働局の事務室、書庫及び倉庫、前橋労働基準監督署の書庫及び倉庫として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	31,868,628	31,868,628	100.0%					
ハローワーク安中庁舎敷地賃貸借	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	安中市長 群馬県安中市安中1-23-13	2000020102113	会計法第29条の3第4項 ハローワーク安中の庁舎敷地として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	1,098,422	1,098,422	100.0%					
ハローワーク藤岡事務室賃貸借	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	株式会社萬場 群馬県藤岡市下戸塚176-2	8070001012567	会計法第29条の3第4項 ハローワーク藤岡の事務室として利用するため賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	18,334,800	18,334,800	100.0%					
ハローワーク沼田事務室賃貸借	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	沼田市長 群馬県沼田市下之町888	7000020102067	会計法第29条の3第4項 ハローワーク沼田の事務室として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	2,698,080	2,698,080	100.0%					
ハローワーク前橋来庁者用駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	土地所有者(個人)	個人	会計法第29条の3第4項 ハローワーク前橋の来庁者用駐車場として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	900,000	900,000	100.0%					
ハローワーク前橋来庁者用駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	土地所有者(個人)	個人	会計法第29条の3第4項 ハローワーク前橋の来庁者用駐車場として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	2,224,560	2,224,560	100.0%					
ハローワーク高崎来庁者用駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	株式会社イーホーム 群馬県高崎市栄町21-6	6070001009739	会計法第29条の3第4項 ハローワーク高崎の来庁者用駐車場として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	12,012,000	12,012,000	100.0%					
ハローワーク安中来庁者用駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	土地所有者(個人)	個人	会計法第29条の3第4項 ハローワーク安中の来庁者用駐車場として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	972,000	972,000	100.0%					
ハローワーク伊勢崎来庁者用駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	土地所有者(個人)	個人	会計法第29条の3第4項 ハローワーク伊勢崎の来庁者用駐車場として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	1,467,000	1,467,000	100.0%					
ハローワーク太田来庁者用駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	太田市長 群馬県太田市浜町2-35	7000020102059	会計法第29条の3第4項 ハローワーク太田の来庁者用駐車場として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	2,952,000	2,952,000	100.0%					

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ハローワーク館林来庁者用 駐車場賃借	支出負担行為担当 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	朝日自動車株式会社 東京都墨田区押上1-1-2	6010601008303	会計法第29条の3第4項 ハローワーク館林の来庁者用駐車場として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	3,168,000	3,168,000	100.0%					
ハローワーク富岡来庁者用 駐車場賃借	支出負担行為担当 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	土地所有者(個人)	個人	会計法第29条の3第4項 ハローワーク富岡の来庁者用駐車場として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	1,848,000	1,848,000	100.0%					
ハローワーク渋川来庁者用 駐車場賃借	支出負担行為担当 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	土地所有者(個人)	個人	会計法第29条の3第4項 ハローワーク渋川の来庁者用駐車場として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	2,100,000	2,100,000	100.0%					
群馬県公社総合ビル賃貸借 (新型コロナウイルス感染症 対応休業支援金・給付金及 び雇用調整助成金等に係る 書庫)	支出負担行為担当 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	群馬県企業管理者 群馬県前橋市大手町1-1-1	7000020100005	会計法第29条の3第4項 群馬労働局安定部の事務室として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	3,255,804	3,255,804	100.0%					
太田労働基準監督署増築工 事に伴う来庁者用臨時駐車 場賃借	支出負担行為担当 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	ホリデイショップ株式会社 群馬県太田市飯塚町2029	1070001020147	会計法第29条の3第4項 太田労働基準監督署の来庁者用駐車場として利用するための賃貸契約であり、契約の目的が競争を許さないため。	1,188,000	1,188,000	100.0%					
令和6年度 群馬労働局各 種庶務システム(非常勤シス テム・業務支援システム・マイナ 管理システム)のプログラム使 用承諾及びソフトウェアサ ポート並びにハードウェア保 守業務委託	支出負担行為担当 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	コンピューターシステム株式 会社 東京都京都市上京区笹屋町 千本西入笹屋4-273-3	5130001002985	会計法第29条の3第4項 ソフトウェアの所有権・著作権とも他 社に使用許諾を認めることなく当該業 者に帰属しており、保守部分におい ても他業者が行うことも不可能、契約 の目的が競争を許さないため。	4,571,820	4,571,820	100.0%					
ジョブセンターまえばしの共 益費	支出負担行為担当 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	株式会社セントラルサービス 群馬県前橋市古市町210-3	7070001001835	会計法第29条の3第4項、予算決 算及び会計令第102条の4第3号の 規定に基づく随意契約。 契約業者は前橋市の施設の指定管 理者であり、契約の性質が競争を許さ ないものに該当するもの。	1,084,231	1,084,231	100.0%					
令和6年度 高齢者活躍人 材育成事業委託	支出負担行為担当 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	公益財団法人 群馬県長寿社会づくり財団 群馬県前橋市新前橋町13-12	8070005008280	会計法第29条の3第4項 高齢者雇用安定法の規定により、本 事業の技能講習は、都道府県知事が 指定したシルバー人材センターが行 う。現在指定されているのは、各都道 府県シルバー人材センター連合であ り、本事業の委託先として唯一の団体 となるため、契約の目的が競争を許さ ないものに該当する。	22,123,891	22,123,690	100.0%		公財	都道府県所管	1者	

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
 及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和6年度 障害者就職・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	社会福祉法人はるな郷 群馬県高崎市箕郷町大字松之沢333	5070005002947	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用促進等に関する法律第27条より都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民間法人、社会福祉法人、NPO法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行う者として都道府県知事に指定され、かつ、当該地域における本業務の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であるため。	28,886,183	28,886,183	100.0%					
令和6年度 障害者就職・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	社会福祉法人杜の舎 群馬県太田市安良岡町298-1	8070005005823	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用促進等に関する法律第27条より都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民間法人、社会福祉法人、NPO法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行う者として都道府県知事に指定され、かつ、当該地域における本業務の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であるため。	41,497,189	41,497,189	100.0%					
令和6年度 障害者就職・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	社会福祉法人薫英会 群馬県北群馬郡吉岡町上野田3480-1	6070005005321	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用促進等に関する法律第27条より都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民間法人、社会福祉法人、NPO法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行う者として都道府県知事に指定され、かつ、当該地域における本業務の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であるため。	19,434,738	19,325,252	99.4%					
令和6年度 障害者就職・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	社会福祉法人すてっぴ 群馬県前橋市東上野町136-1	5070005001164	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用促進等に関する法律第27条より都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民間法人、社会福祉法人、NPO法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行う者として都道府県知事に指定され、かつ、当該地域における本業務の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であるため。	27,302,807	27,302,718	100.0%					
令和6年度 障害者就職・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	社会福祉法人明清会 群馬県伊勢崎市波志江町720-4	9070005004270	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用促進等に関する法律第27条より都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民間法人、社会福祉法人、NPO法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行う者として都道府県知事に指定され、かつ、当該地域における本業務の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であるため。	23,938,605	23,938,605	100.0%					

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
令和6年度 障害者就職・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	社会福祉法人かんな会 群馬県藤岡市下栗須887-1	4070005004093	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用促進等に関する法律第27条より都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民間法人、社会福祉法人、NPO法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行う者として都道府県知事に指定され、かつ、当該地域における本業務の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であるため。	20,073,271	20,073,271	100.0%					
令和6年度 障害者就職・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	社会福祉法人三和会 群馬県桐生市新里町新川3742-2	1070005005128	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用促進等に関する法律第27条より都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民間法人、社会福祉法人、NPO法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行う者として都道府県知事に指定され、かつ、当該地域における本業務の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であるため。	20,478,120	20,478,120	100.0%					
令和6年度 障害者就職・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	社会福祉法人北毛清流会 群馬県利根郡昭和村大字川額1306	6070005006971	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用促進等に関する法律第27条より都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民間法人、社会福祉法人、NPO法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行う者として都道府県知事に指定され、かつ、当該地域における本業務の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であるため。	15,412,323	15,412,233	100.0%					
令和6年度 障害者就職・生活支援センター事業(雇用安定等事業)委託	支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 小原 洋二 群馬県前橋市大手町2-3-1	令和6年4月1日	社会福祉法人オリヂンの村 群馬県東吾妻町大字救生2888	9070005007488	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就業面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用促進等に関する法律第27条より都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された民間法人、社会福祉法人、NPO法人、医療法人を指定することとされている。当該法人は、本業務を行う者として都道府県知事に指定され、かつ、当該地域における本業務の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の団体であるため。	14,914,472	14,914,429	100.0%					

*公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。